



4.11.24

栗東市議会議長
田中 英樹 殿

陳情書第 15 号 郵送

令和4年11月21日

陳情者

滋賀県犬上郡多賀町久徳 462-5
電話番号 090-9626-5373
川瀬 一美



民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

はじめに

現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されている。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてはともかく、全ての市民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法19条の思想・良心の自由、憲法20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法14条1項で禁じられている法の下での平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、わが国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。かかる見地に立ち、栗東市議会の代表者たる栗東市議会議長に対し、次のとおり陳情する。

陳情項目

- 1 栗東市及び栗東市議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと
- 2 栗東市及び栗東市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと

陳情理由

1 思想・良心の自由及び信教の自由について

- (1) 憲法第19条は「思想・良心の自由は、これを侵してはならない。」と定め、同20条1項前段は「信教の自由は何人に対してもこれを保障する。」としている。これらの権利は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約（自由権規約）にも定められており、同規約第18条1項において、「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」として思想又は宗教を表明する自由が含まれ、同条4項で「この規約の締結国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重する。」ことが定められており、これらの内容は、憲法第19条及び同第20条1項の内容としても保障されている。

- (2) 思想・良心の自由には、「沈黙の自由」、即ち、思想・良心を告白するよう強制されまたは推知されない自由が含まれており、このことは信教の自由における信仰にかかる告白についても同様である（佐藤幸治「日本国憲法論〔第2版〕」245頁、254頁）。
- (3) よって、首長や地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議、地方議員を含む市民の信仰を質問し又は調査することも日本国憲法の定める信教の自由及び思想・良心の自由に違背することは明らかである。

2 請願権について

- (1) 請願権とは、国や地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務にかかわる事項について、苦情や希望を申し立てることのできる権利をいう。憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規約の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けない。」としてこれを保障し、請願法は、請願の方式や請願書の提出先について定めるとともに、第5条で「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定している。
- (2) 請願権は、政策の提言ないし要請を行うこともその内容に含まれ、民情を国政ないし地方行政に反映させる方法として参政権を補充する重要な権利とされている（前掲佐藤420頁）。請願権の主体は、国民に限らず、外国人及び法人もこれを行使できる（請願法第2条参照）。地方公共団体においては、首長、地方議会も請願の対象となる機関であり、地方議会においては地方議員の紹介により請願書を提出することが必要とされている（地方自治法124条）。
- (3) よって、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議は、請願権の主体たる法人及び信徒との関係や接触も遮断するものであり、その請願権を侵害するものであることは明らかである。

3 法の下での平等について

- (1) 国際人権規約（自由権規約）は第2条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別も」されない事を約束し、その趣旨を踏まえた憲法14条1項は「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としている。
- (2) 地方議会等の地方公共団体の機関が、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断することで、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式若しくは宗教活動を理由に、思想・良心の自由、信教の自由、請願権について規制し、差別的取り扱いをすることが「法の下での平等」に違背するものであることは明らかである。

4 まとめ

よって、首長及び地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する宣言・決議を行い、或いは、地方議会や地方公共団体において、特定の宗教団体の信仰を質問ないし調査することは、一般市民である信者らの思想・良心の自由と信教の自由を侵害し、信者らの請願権を剥奪するものであり、宗教を理由とする差別であり、法の下での平等に違背することは明らかである。

以上

添付資料① 参政権と請願権に関する世界人権宣言、日本国憲法等

■世界人権宣言第21条

1. すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2. すべての人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（注1）第25条

すべての市民は、第2条（注2）に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

- (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること。
- (b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。
- (c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。

（注1）日本は1979年に同規約を批准しており、遵守する義務がある。

（注2）ここでいう第2条の規定とは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等を指す。

■日本国憲法

第20条1項前段（信教の自由） 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

信教の自由には、信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由が含まれる。信仰の自由から、
①信仰告白の自由、②信仰または不信仰のいかんによって特別の利益または不利益を受けない自由、
③宗教的教育を受け、または受けない自由が派生する（「憲法第7版」芦部信喜）。

【政教分離の原則】

政教分離の原則は、憲法第20条1項後段および第20条3項、第89条にて規定されている。判例では、政教分離原則とは、国家等と宗教が関わり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、その関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超えた場合に許されないとしている。具体的には、①行為の目的が宗教的意義を持ち、②その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為といえる場合に政教分離原則に違反することとなる（津地鎮祭事件（最判昭和52.7.13）その他多数）。

第14条1項（法の下での平等） すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条1項（選挙権） 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第44条（選挙権ならびに被選挙権に関する差別の禁止）

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

第16条（請願権）

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

添付資料② 旧統一教会・世界平和統一家庭連合は反社会勢力であるのか？

宗教法人 世界平和統一家庭連合は、宗教法人法に基づき設立された合法的な宗教法人である。

政府として閣議決定した質問趣意書に対する答弁内容（令和4年8月15日）

「政府としては、宗教法人世界平和統一家庭連合は、宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に基づき設立された宗教法人であると承知している」

平成6年7月12日、政府（村山富市内閣）は宗教法人「世界基督教統一神霊協会」に関して、質問（靈感商法等）にあるような訴訟が提起されていることは承知しているが、「政府としては、一般的に、特定の宗教団体が反社会的な団体であるかどうかについて判断する立場にないと考える」と答弁している。同答弁は、統一教会は宗教団体としての要件を欠くとは認識しておらず、解散命令を請求すべき場合に当たるとも判断してしないと述べている。

■反社会的勢力とは

木原誠二官房副長官は、令和4年7月29日の記者会見で家庭連合を反社会的勢力と認識しているかと質問されたことに対し、「反社会的勢力という言葉をあらかじめ限定的かつ統一的に定義することは困難」との見解を示した。

そもそも「反社会的勢力」という概念は、平成19年6月19日に犯罪対策閣僚会議幹事会の申し合わせの中で「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」と定義づけられたもので、「暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」と例示されており、暴力団とそれに類する団体を表す言葉である。宗教団体はこれに含まれない。

家庭連合は国等によって「反社会的勢力」と規定されたことはなく、昨今「反社会的勢力」と述べているのは報道機関や一部政党においてであり、公的に認定されたものではない。

■破壊活動防止法(破防法)

破壊活動防止法とは、暴力主義的破壊活動を行った団体に対し、規制措置を定めると共に、その活動に関する刑罰を定めた法律である。破壊活動防止法の「調査対象団体」は17団体あり、その中にはオウム真理教、日本共産党、在日本朝鮮人総聯合会、革命的共産主義者同盟全国委員会（中核派）、日本革命的共産主義者同盟（第四インターナショナル日本支部）、日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（革マル派）などが含まれるが、家庭連合は含まれない。

■団体規制法

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（団体規制法）は無差別大量殺人行為を行った団体を規制する法律で、オウム真理教のために制定されたが、家庭連合は対象となっていない。

以上のことから、行政の立場から、家庭連合を「反社会的勢力」と断じる根拠はない。

※家庭連合による、いわゆる靈感商法についての現状

- ① これまでの刑事事件の裁判で、家庭連合（旧統一教会）自体が違法行為を行ったとの認定がなされた事例はない。
- ② 民事は約200件起こされ、約50件の判決が出された中で（残りは判決前に和解、または訴えを取り下げたケース）、家庭連合自体の違法行為（民法第709条）を認定したと解釈可能な判決は2件あり、それも明示的に認めたわけではない。

民事で主に問われたのは間接的な責任を問う使用者責任（民法第715条）

過去に家庭連合（旧統一教会）の信徒が壺・多宝塔などの開運商品を販売していた事実はあるが、1987年に止められた。その後も開運商品としての印鑑等を販売していた信徒がいたようだが2009年にはすべて止められた。

2009年の家庭連合によるコンプライアンス宣言以降は、訴訟件数は大幅に減少している。

家庭連合の記者会見 及び ホームページによれば

2009年3月～2022年7月の13年間に献金等に対して提起された民事訴訟は全国4件
和解3件－和解額2080万円、判決1件－判決額520万円 及び 一部和解額140万円

また2021年に消費者センターに寄せられた靈感商法に関する相談1441件（全国集計）中、1414件は他団体（家庭連合は無関係）の被害相談である。家庭連合は全国27件（全体の1・9%）で、現在の靈感商法被害が家庭連合によってもたらされているとは言い難い。

「過去35年で1237億の相談」と大きな数字で批判し続ける全国靈感商法対策弁護士連絡会による公表でも2021年一年間全国相談件数（靈感商法）は、印鑑1件、壺1件（計91万円。購入時期は不明）。その他、献金が8件等。事態の改善は同連絡会のデータでも裏付けされる。

行政が把握されていれば、近年の自治体内における家庭連合の訴訟件数 及び 消費者センターへの被害相談数と内訳をご確認頂きたい。もし被害実態があるならば改善が必要なのは当然である。

家庭連合は2022年9月22日に「教会改革推進本部」を設置。推進責任者の勅使河原秀行氏は「公共の福祉に資するべき宗教法人が、たとえたった1人であったとしても恨みを買うということはあってはならないことと存じ上げている」と前置きし、新たな教会改革を発表。「信者への献金の奨励・勧誘行為はあくまでも信者本人の信仰に基づく自主性及び自由意思を尊重し、信者の経済状態に比して過度な献金とならないよう、十分配慮しなければならない」としている。

「国際的介入で魔女狩り阻止を」

旧統一教会叩き

国連経済社会理事会で特殊諮問資格を持つ欧州の非政府組織「良心の自由のための団体と個人の連携（CAP-LLC）」は4日、日本で安倍晋三元首相銃撃事件を機に起きている世界平和統一家庭連合（旧統一教会）信者への人権侵害に関し、国連自由権規約人権委員会に3度目の報告書を提出した。今回の報告書は「魔女狩りと不寛容のスパイラルを止めるには国際的な介入しかない。委員会側の介入は以前にも増して緊急性を帯びている」と主張し、国連が緊急対応をしなければ、深刻な宗教迫害へと発展すると警告している。

（世界日報取材班）

国連NGOが3度目の報告書

国連自由権規約人権委員会は、日本が批准する「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」の実施を監督する国連機関。CAP-LLCは9月と10月にも報告書を提出して対応を求めてきたが、「日本の状況は悪化を続けている」とし、3度目の報告書提出に踏み切った。CAP



「LLCはパリを拠点に信教の良心の自由擁護、特に少数派宗教が直面する差別解消に長年取り組んできた国際NGOだ。」

3度目の報告書は、日本における過剰な旧統一教会叩きは、「不寛容から差別、さらには「迫害」へと

「LLCはパリを拠点に信教の良心の自由擁護、特に少数派宗教が直面する差別解消に長年取り組んできた国際NGOだ。」

岸田政権が宗教法人法に基づき質問権の行使を決定し、解散命令請求に向けた手続きを進めていることについて、報告書は「いかなる犯罪でも有罪にならない宗教団体を解散請求を視野に調査することは、日本の法制史上前例がなく、宗教・信念の自由に関する

進む「3段階の危険な坂道」を駆け落ちしていると警告。日本を全体主義体制と比較することはできないとしながらも、ナチス・ドイツによるユダヤ人迫害は、この3段階を経てアウシュビッツ強制収容所の虐殺に至ったことを挙げ、日本の状況に深刻な懸念を表明した。

自由権規約の日本の義務に反する」と批判。自由権規約第14条は推定無罪の原則を定めているが、「家庭連合への敵対的な扱いと政治家の態度から、家庭連合は公正な扱いとその弁護に対する真摯な考慮がほとんど期待できない」とし、「家庭連合はプロセスの最初の段階から有罪と推定されている」と非難した。

自民党が所属国會議員に対し、教団との関係遮断を指示する文書を配布したことにについては、「結社の自由に関する自由権規約第22条および政治参加の権利に関する同25条のあらゆる「な違反だ」と断言。「宗教上の理由だけで、最大政党



CAP-LLCのティエリー・パレ会長

の政治活動に自由に参加できない一級国民のカテゴリが生みだされている」と強い懸念を表明した。

外務省は2019年度に教団の関連団体「世界平和

女性連合」が運営するモザンビークの学校理事長に投じた外務大臣表彰を取り消したが、報告書は「統一教会の『関連団体』に対する攻撃は、今や偏執的レベルに達している」と非難。

「世界平和女性連合は国連経済社会理事会で総合諮問資格を持ち、途上国の女性のための取り組みが広く評価されている」とし、「国連で承認された団体が設立者として一部メンバーの宗教上の理由だけで差別されるのは、自由権規約第25条と第18条に違反する」と指摘した。

報告書は結論として、「日本のほとんどのメディアを通じて流布される憎悪のレベル、反統一教会ロビー団体の力、政府が恐れてそれに抵抗できないという事実、これらはすべて、迫害の段階に達する前に魔女狩りと不寛容のスパイラルを止めるには国際的な介入しかない」という結論に至った要因だ」と主張し、国連人権委による緊急対応の必要性を訴えた。

2022.11.7 付
日刊紙「世界日報」

国連自由権規約人権委員会、日本における旧統一教会への対応が公正ではなく、「宗教差別」にあたるかと報告されています。

鳥取県米子市長の Facebook (2022年8月20日付) より

昨日から報道にありますように、私は世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の米子市内の施設で開催された集会に、過去、2回、来賓として出席し、あいさつを行っています。

市長という立場は、私の支援者であろうとなかろうと、思想信条がどうであろうと、市民であれば話も聞かし、市政報告を求められれば行うこともありますし、それを私の政治姿勢としています。

悪質な商法が問題ということであれば、消費者契約法に基づいて、適切に司法の手続が行われるべきですし、そこに至らない相談が必要ということであれば、米子市役所内に消費生活相談室がありますので、そこでしっかり相談対応いたします。

また、仮に過去に犯罪歴があったとしても、社会復帰を支援する更正保護活動については、行政としても力を入れているところですので、過去の犯罪歴だけで差別することはありません。教団側に過去、悪質商法のトラブルがあったことは認識していますが、現時点で国政や警察の側で何等かの措置が取られてない以上、米子市民の皆様が集会に出席することに問題はないと考えています。

そして、市長である以上は、これからもそうした基本的な政治姿勢は堅持していきたいと思っています。どうかご理解いただきますよう、お願いいたします。

家庭連合の二世信徒が描いた漫画と訴えを資料として添付します

自治体内に暮らす家庭連合の信徒家庭は、教団の被害者でも、社会への加害者でもありません。もし現在、自治体内に、被害を受けている信徒や他人に怪しげな物品販売をしている加害者がいるというなら、明確にその根拠を示して下さい。むしろ首長をはじめとする行政や地方議員が公権力で家庭連合の信徒を遠ざけることで、私たちが地域から白い目で見られ、平穏な暮らしが脅かされることを知って下さい。

困り事を相談した時に不当な扱いを受ける懸念はありませんか。逆に私達が地域貢献する活動をしてはいけませんか

介護相談の窓口で



信徒でもある村民が、政治家の政策に共鳴したり、応援したり、関わるのは本当にいけないのでしょうか？

政治に関わるな！



信仰を理由にした差別が、地域住民に浸透していくと思われます。首長や議員の皆様は「良し」とされますか？

関係断絶の連鎖



犯罪者ではない地域住民まで「犯罪者の如く排除する言行」は公人として許されるとお考えですか？